

クイア学会規約・改正案

2008年11月7日

臨時役員会

臨時役員会に関する附則第2条4項の規定にもとづき、下記のとおり、規約の一部改正を提案いたします。

(1) 役員選挙実施に関連する一部改正案

[提案理由] 別途提案する「役員選出に関する附則案」に関連して、役員選出の選挙実施に関連する条文の修正・追加を提案いたします。同時に、第7条の表題と本文につき、一般的に理解しやすい用語(「権利」)および不足した内容を追加した条文への改正を提案いたします。

現行規定	改正案
<p>第7条 [地位] 会員は、以下の<u>地位</u>を有する。</p> <p>(1) 定例研究会への参加、および定例研究会における研究報告。</p> <p>(2) 学会誌への投稿。</p> <p>(3) 入会時の最新号およびそれ以後に発行される学会誌の受領。</p>	<p>第7条 [権利] 会員は、<u>学会の運営に携わる権利の他</u>、以下の<u>権利</u>を有する。</p> <p>(1) 定例研究会への参加、および定例研究会における研究報告。</p> <p>(2) 学会誌への投稿。</p> <p>(3) 入会時の最新号およびそれ以後に発行される学会誌の受領。</p> <p>(4) <u>役員選挙の被選挙権および選挙権</u></p>
<p>第12条 [役員] 総会において、<u>会員の互選</u>により以下の役員をおく。[以下、変更なし]</p>	<p>第12条 [役員] 総会において、<u>役員選出に関する附則</u>により以下の役員をおく。[以下、変更なし]</p>

(2) 会費納入率の確保に関連する一部改正案

[提案理由] 学会は会員が毎年支払う会費によって成り立っています。できるだけ納入率を上げるために、会費未納にともなう権利の喪失を、現行規定より厳格化することを提案いたします。

現行規定	改正案
<p>第8条 [責務] 会員は、以下の責務を有する。</p> <p>(1) 各会計年度において会費を納入する。会費の額および会計年度については「会費に関する附則」に定める。</p> <p>(2) <u>継続して2年以上、前項の会費を滞納した者は、納入まで第7条第3項に定める地位を喪失する。</u></p> <p>(3) 継続して3年以上、第1項の会費を滞納した者は、会員の資格を喪失する。</p>	<p>第8条 [責務] 会員は、以下の責務を有する。</p> <p>(1) 各会計年度において会費を納入する。会費の額および会計年度については「会費に関する附則」に定める。</p> <p>(2) <u>前項の会費を滞納した者は、納入まで第7条に定める権利を喪失する。</u></p> <p>(3) 継続して3年以上、第1項の会費を滞納した者は、会員の資格を喪失する。</p>

(3) 役員会の組織および名称変更に関する一部改正案

[提案理由] 監査は、本学会の執行機関たる役員会を外部から監視することを目的に設置されています。このため、組織上も監査を役員会の外部に位置づけることを提案いたします。また、この変更にともない、役員会が幹事のみで構成されることになるため、名称を「幹事会」と変更することを提案いたします。なお、幹事と監査をあわせて「役員」と総称

することに変更はありません。

現行規定	改正案
第 4 条 [組織] 本学会は、前 2 条を円滑に遂行するため、総会、 <u>役員会</u> 、事務局を設ける。	第 4 条 [組織] 本学会は、前 2 条を円滑に遂行するため、総会、 <u>幹事会</u> 、事務局を設ける。
第 6 条 [入会] 会員としての入会を希望する者は、第 2 条の目的に賛同した上で、 <u>役員会</u> の承認を得なければならない。	第 6 条 [入会] 会員としての入会を希望する者は、第 2 条の目的に賛同した上で、 <u>幹事会</u> の承認を得なければならない。
第 9 条 [第 8 条第 3 項にもとづく資格喪失後の再入会] 第 8 条第 3 項にもとづき会員の資格を喪失した者は、滞納した会費の納入後、 <u>役員会</u> の承認により再入会することができる。	第 9 条 [第 8 条第 3 項にもとづく資格喪失後の再入会] 第 8 条第 3 項にもとづき会員の資格を喪失した者は、滞納した会費の納入後、 <u>幹事会</u> の承認により再入会することができる。
第 11 条 [除名] 会員が本学会の信義にもとる行為をしたときは、 <u>役員会</u> の提案にもとづき、総会の決定をもって除名することがある。	第 11 条 [除名] 会員が本学会の信義にもとる行為をしたときは、 <u>幹事会</u> の提案にもとづき、総会の決定をもって除名することがある。
第 16 条 [会期] 総会は、代表幹事が毎年 1 回招集し、開催する。なお、 <u>役員会</u> の表決にもとづく発議または会員総数の 10 分の 1 の署名をもって、臨時総会の招集を代表幹事に請求することができる。	第 16 条 [会期] 総会は、代表幹事が毎年 1 回招集し、開催する。なお、 <u>幹事会</u> の表決にもとづく発議または会員総数の 10 分の 1 の署名をもって、臨時総会の招集を代表幹事に請求することができる。
第 2 節 <u>役員会</u>	第 2 節 <u>幹事会</u>
第 18 条 [構成] <u>役員会</u> は、 <u>幹事(代表幹事、会計担当幹事、学会誌担当幹事、事務局担当幹事を含む)および監査により構成される。[以下、変更なし]</u>	第 18 条 [構成] <u>幹事会</u> は、 <u>幹事(代表幹事、会計担当幹事、学会誌担当幹事、事務局担当幹事を含む)により構成される。[以下、変更なし]</u>
第 19 条 [任務] <u>役員会</u> は、本学会の執行機関として、本学会の活動に関するすべての事項を提案し、総会の決定を執行する。 <u>役員会</u> は、第 3 条に掲げる事業を円滑に行うために、個別の委員会を設置することができる。	第 19 条 [任務] <u>幹事会</u> は、本学会の執行機関として、本学会の活動に関するすべての事項を提案し、総会の決定を執行する。 <u>幹事会</u> は、第 3 条に掲げる事業を円滑に行うために、個別の委員会を設置することができる。
第 20 条 [会期] <u>役員会</u> は、 <u>役員会</u> を構成するいずれか 1 名の発議により開催する。	第 20 条 [会期] <u>幹事会</u> は、 <u>幹事会</u> を構成するいずれか 1 名の発議により開催する。
第 21 条 [表決] <u>役員会</u> の決定は、出席者の過半数による。	第 21 条 [表決] <u>幹事会</u> の決定は、出席者の過半数による。
第 24 条 [改正] 本規約の改正は、 <u>役員会</u> の表決にもとづく発議または会員総数の 10 分の 1 の発議により、総会で決定する。	第 24 条 [改正] 本規約の改正は、 <u>幹事会</u> の表決にもとづく発議または会員総数の 10 分の 1 の発議により、総会で決定する。

以上